

議 第 二 号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十三年六月十日

提出者	栃木県議会議員
同	高 橋 修 司
	阿 久 津 憲 二

栃木県議会議長 神谷幸伸様

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
角	神	齋	佐	相	鶴	早	渡	相	中	増
田	林	藤	原	馬	貝	川	辺	馬	川	瀨
ま	秀	淳	吉	政	大	け	さ	憲	幹	三
さ		一				い	ち			津
の	治	郎	大	二	祐	こ	こ	一	雄	男
ぶ										

栃木県条例第 号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、平成二十三年七月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に
おいて、栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第四号）第一条の規定にか
わらず、同条に定める議員報酬の月額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出

の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

（栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止）

2 栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十一年栃木県条例第二号）は、廃止する。
（平成二十三年七月の議員報酬の特例）

3 この条例の施行の日の前日から引き続き県議会の議長、副議長及び議員である者に係る平成二十三年七月の議員報酬の月額、本則の規定により算定される額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

一 栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用した場合に算定される当該議員の任期が開始した日から本則の期間の初日の前日までの期間（次号において「調整期間」という。）に係る議員報酬の月額の合計額

二 本則の規定を適用した場合に算定される調整期間に係る議員報酬の月額の合計額